

仁木町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道 余市郡 仁木町

目次

I 序論

1 基本的な事項

| | |
|-----------------------------|---|
| (1)仁木町の概況..... | 1 |
| (2)仁木町における人口及び産業の推移と動向..... | 2 |
| (3)仁木町行財政の状況..... | 4 |
| (4)地域の持続的発展の基本方針..... | 6 |
| (5)地域の持続的発展のための基本目標..... | 7 |
| (6)計画の達成状況の評価に関する事項..... | 7 |
| (7)計画期間..... | 8 |
| (8)公共施設等総合管理計画との整合..... | 8 |

II 持続的発展施策

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成..... | 9 |
| 2 産業の振興..... | 10 |
| 3 地域における情報化..... | 14 |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保..... | 15 |
| 5 生活環境の整備..... | 18 |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進..... | 21 |
| 7 医療の確保..... | 23 |
| 8 教育の振興..... | 24 |
| 9 集落の整備..... | 25 |
| 10 地域文化の振興等..... | 26 |
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進..... | 27 |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項..... | 28 |

III 過疎地域持続的発展特別事業

| | |
|------------------------|----|
| 1 事業計画（令和3年度～7年度）..... | 30 |
|------------------------|----|

I 序論

1 基本的な事項

(1) 仁木町の概況

① 仁木町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、北海道の西部、後志管内北部に位置し、その面積は、167.96 km²、人口 3,498 人（平成 27 年国勢調査）であります。

積丹半島の付け根に位置し、日本海までの距離が5kmと近いため、対馬暖流の影響を受け、道内にあっては比較的温暖多湿の気象状況に恵まれています。他方、積雪量は、最大2mに達し、根雪期間が12月上旬から4月中旬までと豪雪地帯であります。

地勢は、東西をカルデラ内輪丘陵に囲まれ、ほぼ中央を余市岳（標高 1,488m）に源を発する2級河川余市川が約 25 kmにわたり北流し、本町を縦断して日本海にそそいでいます。

本町は、この流域沿いに細長く点在する仁木地区、然別・大江地区、銀山地区の3地区からなっていますが、農耕適地は 2,099ha に過ぎず、その他は国有林を始めとする山林等で占められています。

明治 12 年、徳島県人 117 戸、366 人が移住、同 17 年に仁木村外 2 か村戸長役場を設置して、仁木、大江、山道の 3 村を統括したことに始まり、同 32 年大江村のうち赤井川村を分村し、同 35 年 2 級町制施行に伴い 3 村を合併して大江村と呼称、大正 4 年 1 級町村制を施行、同 14 年大字山道村のうち下山道を余市町に分割、昭和 39 年 11 月 1 日に町制を施行して仁木町と改称しました。平成 26 年には町制施行 50 年を、令和元年には開基 140 年を迎え、現在に至っています。

産業は、さくらんぼ・生食用ぶどう・プルーンを始めとする果樹の施設栽培やミニトマトなどの野菜の施設園芸、水稻といった農業が主となっています。

また、道内屈指の果樹地帯である本町には、ハウス等の施設整備に伴い、もぎ取り観光農業が盛んとなり、札幌・小樽圏を始め海外からも多数の観光客が訪れています。

さらに、平成 29 年に内閣府より「NIKI ワイン特区」の認定を受けたことにより、本町の資源を活用したワイナリーやヴィンヤードが多く誕生してきており、今後はワイン産業も期待されています。

交通は、平成5年に開通した本町と小樽市を結ぶ広域農道（通称：フルーツ街道）が、本町の農産物の物流や観光、生活を支える重要な道路として位置付けられています。

また、平成30年に後志自動車道（余市IC～小樽JCT間）が開通したこともあり、近隣の都市部である小樽市や札幌市までのアクセスも更に良好となったほか、今後は一般国道5号倶知安余市道路の開通により、町内に2か所のインターチェンジが設置される予定です。

② 仁木町における過疎の状況

本町の人口の推移は、入植後20年の明治31年に5,024人となり、その後自然増に加え鉱山の盛業等により昭和35年のピーク時には8,326人（昭和35年国勢調査）となりましたが、その後減少が始まり、平成27年には半分以下である3,498人（平成27年国勢調査）となりました。

この人口減少は、昭和59年の鉱量枯渇による鉱山の休止、社会構造の変化により若者層が就労の場を求めて都市へ流出したこと、更には全国的な少子化の進行が主な要因となっています。

③ 仁木町の社会経済的発展の方向の概要

中山間地、山村振興地域及び特別豪雪地帯に位置する本町は、特筆すべき製造業はありませんが、豊富な水資源と温暖な気候、豊かな自然、肥沃な大地の恵みが生み出す農業を基幹産業と位置付け、振興を図ってきました。

本町の農業は、さくらんぼやぶどうなどの果樹、ミニトマトなどの野菜、水稻が主要な作目となっていますが、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足といった問題が更に深刻化することが懸念されています。他方、自然健康志向を求める都市住民へ、農業の有する土の香りと樹園地の景観・くだものを開放する農業観光への取組が行われている一方、ミニトマトの産地として、北海道一の生産量を誇り、全国各地に流通を広げています。

(2) 仁木町における人口及び産業の推移と動向

本町における人口の推移は、昭和35年の8,326人をピークに人口減少が始まり、平成27年には3,498人（58.0%減）まで減少しました。令和2年以降の社人研の推計によると、今後も人口減少は続き、令和22年には2,347人（32.9%減）、令和42

年には 1,669 人（52.3%減）になると推計されています。

年齢階層別の傾向は、64 歳以下が 55 年間で 5,747 人（72.3%）減少し、年平均では 104 人の減少となり、このうち、0 歳から 14 歳までが 2,643 人（88.3%）減少し、年平均では 48 人の減少と著しい少子化傾向となっています。他方 65 歳以上の高齢者は、919 人（241.2%）増加し、年平均では 17 人増加しています。平成 27 年の高齢者比率は、37.2%と著しく高齢化が進行しています。

産業別人口の推移では、就業者数は減少傾向で推移していましたが、平成 27 年は 1,873 人で、平成 22 年の 1,847 人から 26 人増加しました。

産業分類別では、大半が農業を占める 1 次産業においては、昭和 60 年から平成 27 年の間で 466 人の減少（構成比では 4.3%減）がみられます。

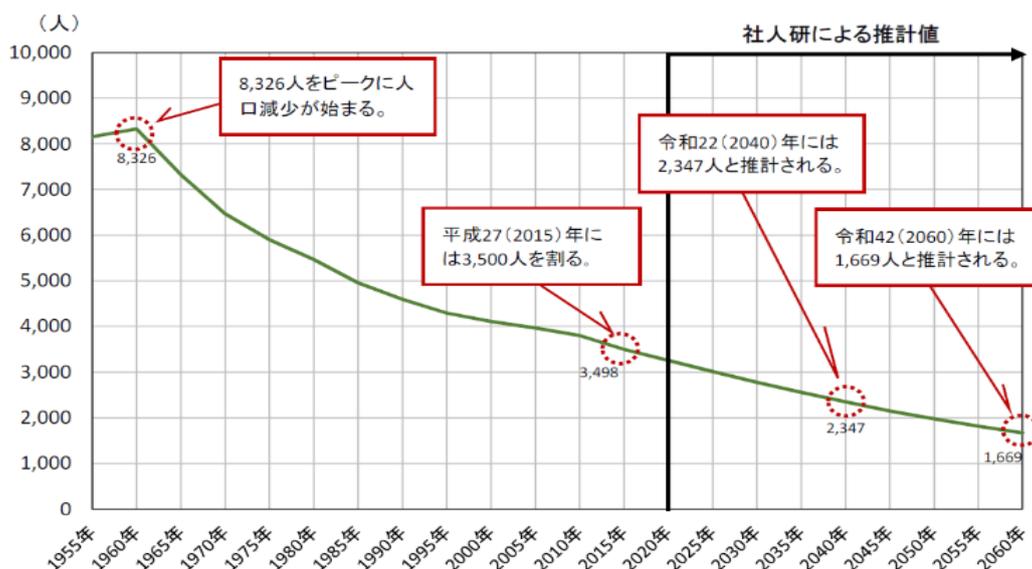
また、鉱業、建設業、製造業等の 2 次産業では 134 人減少しており、構成比も 6.8% で非常に低くなってきていますが、3 次産業は昭和 60 年（構成比 34.8%）から 117 人減少しているものの、平成 27 年における構成比は 41.6%と増加しています。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

| 区 分 | 昭和 35 年 | | | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|---------|-----|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 8,326 | 人 5,897 | % △29.2 | 人 4,595 | % △22.1 | 人 3,967 | % △13.7 | 人 3,498 | % △11.8 | | |
| 0 歳～14 歳 | 2,994 | 1,462 | △51.2 | 791 | △45.9 | 459 | △42.0 | 351 | △23.5 | | |
| 15 歳～64 歳 | 4,951 | 3,906 | △21.1 | 2,968 | △24.0 | 2,289 | △22.9 | 1,847 | △19.3 | | |
| うち 15 歳～ 29 歳(a) | 2,156 | 1,270 | △41.1 | 701 | △44.8 | 491 | △30.0 | 380 | △22.6 | | |
| 65 歳以上 (b) | 381 | 529 | 38.8 | 836 | 58.0 | 1,219 | 45.8 | 1,300 | 6.6 | | |
| (a)/総数 若年者比率 | % 25.9 | % 21.5 | — | % 15.3 | — | % 12.4 | — | % 10.9 | — | | |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 4.6 | % 9.0 | — | % 18.2 | — | % 30.7 | — | % 37.2 | — | | |

表1-1(2) 人口の見通し

■総人口の推移と将来推計



資料：総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）「日本の地域別将来人口推計（平成30年推計）」

(3) 仁木町行財政の状況

高度デジタル化や少子高齢化が急激に進行する経済社会情勢下において、町民サービス向上のための体制を整備し、また、計画的・効率的な財政運営を進め、持続可能な行財政運営を行っています。

広域行政の推進についても、後志広域連合（16町村）、北しりべし定住自立圏（6市町村）を構成し、それぞれの地域が有する特性を広域的・複合的に結合した総合的な振興と自立を目指しています。さらに、消防行政については、北後志消防組合（5町村）、ごみ処理については、北しりべし廃棄物処理広域連合（6市町村）、し尿処理については、北後志衛生施設組合（5町村）を組織し、広域的な運営を推進しています。

財政の状況は、歳入総額が令和元年度では36億7,131万4,000円で、平成22年度対比では3億7,300万5,000円（11.3%）の増となっています。また、歳入総額に占める繰入金を除いた自主財源額は平成22年度では4億6,506万4,000円、平

成 27 年度では 5 億 9,822 万 4,000 円、令和元年度では 8 億 531 万 4,000 円と増加傾向にはありますが、地方交付税や国・道支出金、地方債に依存しなければならない状況が続いています。

歳出総額では、令和元年度は、36 億 3,937 万 2,000 円と、平成 22 年度に比して 3 億 8,566 万 3,000 円（11.9%）の増となっています。

性質別の歳出の割合を見ると義務的経費は平成 22 年度 46.0%、平成 27 年度 38.2%、令和元年度 37.7%であり、投資的経費は平成 22 年度 8.1%、平成 27 年度 15.5%、令和元年度 11.1%となっています。

また、本町の財政状況は、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や、高齢化の進展による社会保障関係経費の増加とともに、老朽化に伴う公共施設の更新時期の集中が近い将来に見込まれており、今後ますます厳しくなることが予測されるため、新たな財源の創出に向けた取組を強化する必要があります。

表 1-2(1) 市町村財政の状況（単位 千円・%）

| 区 分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 3,298,309 | 3,757,514 | 3,671,314 |
| 一般財源 | 2,289,224 | 2,313,407 | 2,215,672 |
| 国庫支出金 | 327,718 | 513,820 | 369,881 |
| 都道府県支出金 | 155,356 | 241,044 | 212,023 |
| 地方債 | 261,870 | 375,428 | 248,984 |
| うち過疎対策事業債 | 48,100 | 213,100 | 122,100 |
| その他 | 264,141 | 313,815 | 624,754 |
| 歳出総額 B | 3,253,709 | 3,689,945 | 3,639,372 |
| 義務的経費 | 1,496,565 | 1,408,838 | 1,372,739 |
| 投資的経費 | 264,554 | 571,062 | 403,693 |
| うち普通建設事業 | 260,364 | 571,062 | 403,693 |
| その他 | 1,444,036 | 1,385,841 | 1,671,893 |
| 過疎対策事業費 ※1 | 48,554 | 324,204 | 191,047 |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 44,600 | 67,569 | 31,942 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 24,948 | 38,757 | 84 |
| 実質収支 C-D | 19,652 | 28,812 | 31,858 |

| | | | |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 財 政 力 指 数 | 0.15 | 0.15 | 0.18 |
| 公 債 費 負 担 比 率 | 25.8 | 18.8 | 15.4 |
| 実 質 公 債 費 比 率 | 17.2 | 10.7 | 9.9 |
| 起 債 制 限 比 率 | - | - | - |
| 経 常 収 支 比 率 | 84.2 | 83.3 | 88.8 |
| 将 来 負 担 比 率 | 64.0 | 6.6 | 5.9 |
| 地 方 債 現 在 高 | 4,132,327 | 3,713,188 | 3,506,342 |

※1 投資的経費（普通建設事業費）で計上した一部事業費含め、過疎対策事業費の歳出総額を記載。

過疎対策事業費のうち、H22：13,640千円、H27：247,168千円、R元：101,611千円が普通建設事業費。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | 昭和55 年度末 | 平成2 年度末 | 平成12 年度末 | 平成22 年度末 | 令和元 年度末 |
|--------------------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 市 町 村 道 | | | | | |
| 改良率(%) | 51.7 | 68.1 | 73.6 | 75.5 | 78.4 |
| 舗装率(%) | 48.1 | 64.7 | 70.8 | 71.5 | 71.5 |
| 農 道 | | | | | |
| 延長(m) | - | 9,465 | 9,236 | 4,398 | 4,607 |
| 耕地1ha 当たり農道延長(m) | - | 6.7 | 4.4 | 2.7 | 3.0 |
| 林 道 | | | | | |
| 延長(m) | - | 6,038 | 6,094 | 5,045 | 5,045 |
| 林野1ha 当たり林道延長(m) | - | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 0.4 |
| 水道普及率(%) | 86.8 | 93.1 | 89.1 | 82.0 | 92.5 |
| 水洗化率(%) | - | - | - | - | 44.9 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床) | 3.4 | 4.0 | 4.4 | 5.0 | 5.5 |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町においては、依然として人口の減少、少子高齢化の急速な進行など、厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、人口減少に伴う担い手・雇用労働力の不足、生活環境における不便さ、公共施設やインフラの老朽化対策、今後の財政状況を見据えた効果的・効率的な行政経営など、多くの課題を抱えています。

一方、今後予定される北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業及び一般国道5号倶知安余市道路の開通、ワイン産地としての新たな観光資源、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による働き方改革の進展など、本町には持続可能な地域社会を構築する大きな可能性があります。

これまでの過疎対策の継続はもとより、特色ある農産物の産地としての強みや地域資源を活用し、「第6期仁木町総合計画」や「仁木町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」などと整合性を図りながら、町民と行政が一丸となって安心して住み続けられる持続可能なまちづくりへ3つの基本方針に基づき取り組みます。

① まちの特性を活かした魅力あふれるまちづくり

気候風土や歴史に根ざした固有の特性を活かし、今後も「果実とやすらぎの里」としての知名度を高め、特性を磨き、町の個性を確立するまちづくりに取り組みます。

② 新しい時代の流れを取り入れたまちづくり

I o Tなどの新しい技術の活用や持続可能な国際社会を目指すSDGsなど、新しい時代の流れを本町に合った形で取り入れたまちづくりを進めます。

また、北海道新幹線や高速道路の延伸など、近い将来に実現されるインフラ整備を見据えたまちづくりを進めます。

③ 町民とともに創るまちづくり

「まちづくりの主人公は町民である」ことを念頭に、人それぞれの個性や主体性を尊重し、様々な世代や立場にある町民の意向・意見等の把握に努め、町政に関する情報発信を積極的に取り組み、町民とともに歩むまちづくりを進めます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

| 指標 | 基準値 | 目標値 |
|-------------------------------|--------------------|--------------------|
| 総人口 ※1 | 3,266 人 (令和2年度) | 3,336 人 (令和7年度) |
| 社会移動数(転入者－転出者数) (5年間累計) ※2 | — | 20 人 (令和3～7年度) |

※1 基準値：住民基本台帳人口（10月1日現在）、目標値：第2期仁木町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略

※2 目標値：第2期仁木町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、政策調整会議で計画の達成状況の評価を行い、目標達成に向けた取組の検討を実施します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「仁木町公共施設等総合管理計画」の中では、今後も地方交付税などの他に依存する財源が歳入の多くを占めるものと予想される一方で、扶助費を始めとした社会保障関係経費の増加等により、将来的な財政状況は更に厳しくなることが予想されています。

また、現在の公共施設等をこのまま維持していくこととなると、公共施設の大規模改修、建替えの費用として、今後40年間の将来費用は、1年間に平均すると約4.5億円、道路、橋りょう、水道のインフラ施設の更新費用が約1.9億円必要となり、その財源を毎年捻出するのは非常に困難であると考えられます。

さらに、大規模改修や建替えが集中する年度は10億円を超えることが見込まれており、その年度の歳入のみですべての費用を賄うことができないことが予想されていますが、本計画に記載している全ての公共施設等の管理について、公共施設等総合管理計画と適合させ、「①公共施設等の総量の適正化」「②長寿命化の推進」「③公共施設等を維持するための財源の確保」の3つの基本方針に基づき、公共施設等の活用の効率化や将来の財政負担の軽減化、平準化に努めていきます。

II 持続的発展施策

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴い、首都圏の人々の地方への移住の関心が高まっていることや、ライフスタイルの多様化に対応した対策が求められていることから、本町における受入れ環境の整備が課題となっています。

引き続き、「仁木町住宅マスタープラン」及び「仁木町営住宅等長寿命化計画」に基づいた計画的な住宅整備や、「仁木町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」に基づく住環境の整備プロジェクトである民間共同賃貸住宅建設、移住者・子育て世代等の新築住宅建設及び住宅改修の支援を継続して取り組んでいくとともに、今後増加することが予想される空き家対策及び時代のニーズに対応した良好な住宅・宅地の確保対策を検討する必要があります。

また、関係人口の創出・拡大に向けて、北海道型ワーケーション普及・展開事業などを活用しながら本町が持つ魅力を積極的に発信し、人の流れをつくることはもとより、地域とのつながりを深める取組などをより一層推進していくことが重要になっています。

(2) その対策

- 地域おこし協力隊の取組支援
- 移住・定住及びU I Jターンなどの施策推進

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------------|---|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4)過疎地域持続的発展特別事業（移住・定住） | 地域おこし協力隊（地域振興員） 事業内容：地域外の人材を積極的に誘致し、地域振興員として活動 必要性：地域力の維持、強化を図るとともに、移住定住を推進 効果：地域活性化並びに移住者及び定住者の増 | 仁木町 | |
| | | U I Jターン新規就業支援事業（仁木町移住支援金） 事業内容：北海道と協働して諸要件を満たした者に移住支援金を交付 必要性：移住定住の促進 効果：移住者及び定住者の増 | 仁木町 | |

| | | | |
|--|---|-----|--|
| | 新築住宅建設補助事業 事業内容：町内で新築住宅を建設する者に対し補助 必要性：移住定住の促進 効果：新築住宅件数並びに移住者及び定住者の増 | 仁木町 | |
| | 住宅改修補助事業 事業内容：町内で住宅を改修する者に対し補助 必要性：移住定住の促進 効果：移住者及び定住者の増 | 仁木町 | |
| | 民間集合住宅建設補助事業 事業内容：町内で共同賃貸住宅を建設する者に対し補助 必要性：移住定住の促進 効果：共同賃貸住宅並びに移住者及び定住者の増 | 仁木町 | |

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

本町は、基幹産業である農業を中心に発展してきたことから、雇用の選択肢が少ない状況にあり、若者が希望する様々な職種をカバーする職業の受け皿が不足している状況が続いています。

さらに、農業を始め、観光や商工業などの様々な分野においても、少子高齢化とともに進行する人口減少が、深刻な担い手や労働力不足といった課題をもたらしています。

① 農林業

本町は農業における地形的・気象的条件に恵まれており、道内有数の果樹・野菜の産地として高い知名度を誇っています。本町ではこれまで、活力ある農業経営体の育成に向けて、経営所得安定対策事業、施設園芸ハウス新設更新補助事業などを行ってきたほか、農業後継者の育成や新規就農者への指導の強化など様々な担い手対策を推進してきましたが、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足といった問題が更に深刻化することが懸念され、これらを踏まえた総合的な対応が求められています。

また、平成31年4月1日現在、本町の森林面積は12,823haで町の総面積の76%を占めており、そのうち町有林は187ha、町有林を除く一般民有林(私有林等)は3,698haとなっており、木材の生産のみならず、水源の涵養、土砂の流出防止、二酸化炭素の吸収など、様々な公益機能を課しています。また、町内のカラマツ等の人工林は利用期を迎えている中、伐採後の確実な植林等を支援する北海道の補助事業「未来につなぐ森づくり推進事業」(令和3年から「豊かな森づくり推進事業」へ名称変更)を通じて、本町の森林所有者の負担を軽減しつつ森林整備を推進してきましたが、森林の持つ多面的機能の持続的発揮のため、「森林資源の循環利用」の推進が課題となっています。

② 商工業

商業については、本町はこれまで仁木町商工会を中心に小規模経営の経営安定化推進事業を進め、帳簿の記述指導や制度資金の有効的な活用などを推進してきましたが、後継者不足や高齢化による既存事業者の廃業が進行していることや、定住人口の減少、通信販売など販売形態の多様化や量販店が所在する近隣市町への消費流出が、地元消費を減退させており、商業を取り巻く経営環境は依然厳しいものがあります。

また、本町の工業は、地場産業である農作物を活用した製造、加工業を中心に発展をしてきましたが、企業の多くは経営規模が小さく、独自の商品開発や売上・利益拡大に向けた取組が課題となっていることから、企業経営の安定・育成を図るための支援や情報提供を町が主体となって実施する必要があります。

一方、ワイン産業については、平成28年度から令和元年度までの間に地方創生推進交付金を活用して実施したワイン用ぶどうの圃場・醸造施設整備に対する補助や、平成29年に内閣府から「NIKI ワイン特区」の認定を受けたことにより、多くのワイナリー開業希望者が新規就農を開始し、道内有数のワイン産地が形成されたほか、今後もワイナリー及びワイン事業者が経営する店舗などの増加も見込まれるなど、新たな観光資源として地域経済を牽引することが期待されています。

しかしながら、新規開業を目指す希望者に紹介できる適した農地が減少しており、今後は関係団体との連携による農地取得に関する情報収集が求められています。

さらに、企業誘致については、今後予定される一般国道5号倶知安余市道路の開通により、札幌や二セコ方面までの移動時間が短縮されるとともに、「人」や「モノ」の流れが大きく変化していく可能性を踏まえると、町産業の活性化に寄与することが期待されることから、新規企業の受入れ環境の整備に努めるとともに、引き続き「企業立地促進条例」に基づく税の免除等を行うなど、積極的に推進していく必要があります。

③ 観光

本町の観光は、くだもの狩りなど通過型観光が中心で滞在時間が短いことから、年間を通してより多くの人々が繰り返し訪れ、滞在する観光地づくりに向けた一層の取組が求められる状況にあり、近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド需要が減少し、観光農園等への団体観光客も減少するなど、アフターコロナに向けた取組の推進が課題となっています。

また、観光拠点となる施設の老朽化対策や、近隣市町村との連携事業、仁木町観光協会や関係団体との連携を強化しながら既存の観光資源だけではなく、新たに魅力ある観光アクティビティの創出を図っていく必要があります。

(2) その対策

- 生産基盤の強化
- 企業の誘致対策
- 観光協会及び商工会の活動推進
- 地域経済のにぎわい創出
- 余市・仁木ワインツーリズムや広域観光事業の推進

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|----------------------------------|---|--------------|----|
| 2 産業の振 興 | (1)基盤整備 (農業) | 頭首工改修 | 余市川土 地改良区 | |
| | (7)商業 (共同利用施設) | 地域経済産業ワーケーション誘致拠点施設整備事 業 | 仁木町 | |
| | (9)観光又はレクリ エーション | 観光拠点施設整備事業 | 仁木町 | |
| | (10)過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業) | 地域おこし協力隊（農業振興員） 事業内容：地域外の人材を積極的に誘致し、農業振興員とし て活動 必 要 性：地域力の維持及び強化 効 果：農業振興及び地域活性化 | 仁木町 | |
| | | 農業担い手育成事業補助金 事業内容：新規就農者又は新規農業後継者に対し、就農奨励 金を交付 必 要 性：町の基幹産業である農業の担い手確保及び育成 効 果：町の基幹産業の維持及び発展 | 仁木町 | |
| | | 農業振興補助金 事業内容：JA新おたるの町農業の発展及び課題解決に資す る取組に対して補助 必 要 性：町農業の発展及び課題解決 効 果：町の特産品のブランド化及び農作業の省力化等の 課題解決 | 仁木町 | |
| | | 新規就農者施設園芸促進ハウス新設補助金 事業内容：就農後5年以内の農業者へ新規ハウスの導入費を 上限の範囲内で補助 必 要 性：農業の担い手確保及び育成 効 果：新規就農者の早期定着及び所得確保 | 仁木町 | |
| | | 新規就農者果樹ハウス新設補助金 事業内容：就農後5年以内の農業者へ新規ハウスの導入費を 上限の範囲内で補助 必 要 性：農業の担い手確保及び育成 効 果：新規就農者の早期定着及び所得確保 | 仁木町 | |
| 仁木町新戦略作物導入支援事業補助金 事業内容：町農業の諸課題解決に資する新たな作物の調査及 び研究に対して補助 必 要 性：町農業の諸課題解決 効 果：町農業の課題である担い手不足による遊休農地の 減少等 | 仁木町 | | | |

| | | | |
|----------------------------------|--|-----|--|
| | 農業次世代人材投資事業 事業内容：新たに農業経営を開始する50歳未満の方に年額最大150万円を5年間交付 必要性：農業の担い手確保及び育成 効果：新規就農者の早期定着及び取得確保 | 仁木町 | |
| | 仁木町森林整備推進補助金 事業内容：森林作業道開設及び下刈に対する補助 必要性：森林の有する多面的機能の維持及び増進 効果：森林環境の保全 | 仁木町 | |
| (10)過疎地域持続的発展特別事業 (商工業・6次産業化) | 商工会活動推進事業補助金 事業内容：商工会に対し活動費を補助 必要性：小規模事業者への指導体制強化 効果：小規模事業者の振興及び安定 | 仁木町 | |
| | ワイナリー醸造施設支援事業 事業内容：醸造施設、機器等の施設整備に関する補助 必要性：事業者への基盤整備に対する支援 効果：町外からの流入人口増加及び事業者定着 | 仁木町 | |
| (10)過疎地域持続的発展特別事業 (観光) | 観光協会活動推進事業補助金 事業内容：観光協会に対し活動費を補助 必要性：町の観光振興 効果：観光事業の拡大及び地域経済の振興 | 仁木町 | |
| | フルーツパークにき管理委託料 事業内容：農村公園フルーツパークにきの指定管理料 必要性：農業及び観光の振興 効果：町の観光拠点施設である「フルーツパークにき」の管理及び農業と観光の結び付け | 仁木町 | |
| | ふれあい遊トピア公園管理委託料 事業内容：ふれあい遊トピア公園の指定管理料 必要性：魅力ある住みよい心豊かなふれあいを大切にするまちづくり 効果：町民に健康なレクリエーションの場を提供するとともに都市と農村の様々な交流活動を推進 | 仁木町 | |
| | 観光管理センター管理委託料 事業内容：観光管理センターの指定管理料 必要性：町の観光振興 効果：観光農業及びワインツーリズムの振興 | 仁木町 | |
| | 多目的滞在施設管理運営事業 事業内容：多目的滞在施設の管理運営 必要性：アフターコロナ期における滞在型観光及びワーケーションの振興 効果：観光インフラの強靱化 | 仁木町 | |
| | 観光プロモーション動画作成事業 事業内容：町の観光プロモーション動画作成 必要性：町の知名度向上 効果：観光客及び移住者の増 | 仁木町 | |
| (10)過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致) | 企業立地促進事業 事業内容：事業所の設備取得等をした者に対する奨励措置 必要性：企業誘致及び起業促進 効果：雇用確保及び経済の活性化 | 仁木町 | |
| (10)過疎地域持続的発展特別事業 (その他) | 仁木町銀山生活改善センター管理委託料 事業内容：仁木町銀山生活改善センターの指定管理料 必要性：地域住民の生活改善 効果：地域住民の生活の質の向上 | 仁木町 | |

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業 種 | 計画期間 | 備 考 |
|----------|-------------------------------------|------------------------|-----|
| 仁木町全域 | 製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(3)のとおり

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信技術が発達し、パソコンやスマートフォン等の普及にみられるように、インターネットは最も身近な情報発信・受信の手段となっており、ICTを活用した住民向けの行政サービスとして、一部電子申請による情報化への対応を行っているほか、町ホームページのウェブアクセシビリティへの対応を行い、スマートフォンで閲覧できる環境整備を進めてきました。また、自治体クラウドを推進し、住民情報等の基幹データを強固で災害に強いデータセンターにて管理するなど、情報セキュリティの確保にも努めてきました。

今後は、町内全域に高速インターネットの基盤となる光ファイバを整備するとともに、地域課題解決や経済の発展に向け、IoTや人工知能などの先端技術の活用や、マイナンバーを活用した行政サービスの提供を国のDXの動きに合わせて進めていくなど、住民のニーズに即した行政サービスの充実を図ることが更に必要になると考えられます。

(2) その対策

○町内全域への光ファイバ整備

○テレワークなど多様なライフスタイルを支援する環境づくり

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------|---------------------------------------|--|------|----|
| 3 地域にお ける情報化 | (1) 電気通信施設等 情報化のための 施設 (その他) | 公衆無線 LAN 環境整備事業 | 仁木町 | |
| | (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 (デジタル技術活用) | スマート農業実証プロジェクト事業 事業内容：スマート農業の社会実装に向けた調査及び研究 必 要 性：労働力不足の解決及び高品質な生産物の生産 効 果：効率的な農業による労働力不足の解決及び付加価 値額の増大 | 仁木町 | |
| | | 高度無線環境整備推進事業 事業内容：町内全域に高速・大容量通信が可能となる光ファ イバ整備 必 要 性：先端技術を活用した住民サービスの普及促進 効 果：先端技術を活用した住民サービスの普及促進 | 仁木町 | |
| | (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 (その他) | ワーケーション施設等環境整備費補助事業 事業内容：ワーケーション環境を整備しようとする町内事業 者に対し補助 必 要 性：テレワークなど多様なライフスタイルを支援する 環境づくり 効 果：新たな観光客層の獲得及び関係人口創出 | 仁木町 | |

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本町における道路等の社会資本は、計画的な整備が進められてきていますが、人口減少や高齢化の進行による利用者減少、交通・物流を担う人材不足など、将来にわたり安定的な公共交通の維持及び交通手段の確保が難しくなっています。

① 道路の整備

本町における道路は南北を縦貫する国道5号を中心として、道道4路線及び町道が結びついて町内を網羅しています。道路網としてはおおむね整備された状況にあり、道路改良も「仁木町過疎地域自立促進市町村計画」に基づいて順次進めてきましたが、今後予定されている一般国道5号俱知安余市道路の開通による町内の車両通行状況の変化などの環境変化を踏まえ、安全で快適な道路環境の整備を計画的に進めていくことが求められます。

また、冬期間の道路除雪及び凍結路面对策を継続して実施していく必要があります。

② 地域公共交通の活性化

本町では平成27年度に「仁木町地域公共交通網形成計画」を策定し、地域公共交通として平成30年10月から市町村運営有償運送方式による予約制バス「ニキバス」を運行しています。また、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業に伴いJR北海道から経営分離されることとなる函館線（函館・小樽間、以下「並行在来線」という。）については、並行在来線沿線の地域交通の確保に係る検討や地域課題への対応に関する協議を行うことを目的に、北海道新幹線並行在来線対策協議会が設立され、本町も協議会の構成市町として参加し、地域交通の確保方策などについて、広域的に協議や調査研究を行っています。

住民の足として定着している「ニキバス」の更なる利便性の向上を図るため、利用状況の分析やニーズを把握し、適切なダイヤや運行ルートを検討及び設定していくとともに、北海道新幹線開業後の持続可能な地域公共交通の在り方について総合的な視点から検討する必要があります。

(2) その対策

- 社会基盤の整備
- 持続可能な除排雪体制の維持
- 生活道路や交通手段の維持及び確保

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|-----------------|---|------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1)市町村道 (道路) | 未改良路線整備事業 北町公園前2号線 L=224.24m W=4.0m 工事 | 仁木町 | |
| | | 未改良路線整備事業 北町公園前3号線 L=29.21m W=4.0m 工事 | 仁木町 | |
| | | 町道整備事業 西壮3号線 歩道改築 L=200.00m W=2.5m 設計・工事 | 仁木町 | |
| | | 町道整備事業 仁小中線 L=375.50m W=4.0m 設計・工事 | 仁木町 | |
| | | 町道整備事業 仁小前線 L=293.20m W=4.0m 設計・工事 | 仁木町 | |

| | | | |
|--------------------------------|--|-----|--|
| | 道路付属物点検事業 (大型ボックスカルバート N=2基) | 仁木町 | |
| (1)市町村道 (橋りょう) | 橋梁長寿命化修繕事業 創生橋 L=4.00m 工事 | 仁木町 | |
| | 橋梁長寿命化修繕事業 第2得志内橋 L=4.12m 工事 | 仁木町 | |
| | 橋梁長寿命化修繕事業 光明寺橋 L=8.35m 工事 | 仁木町 | |
| | 橋梁長寿命化修繕事業 稲穂橋 L=6.85m 工事 | 仁木町 | |
| | 橋梁長寿命化修繕事業 然橋 L=11.44m 工事 | 仁木町 | |
| | 橋梁長寿命化修繕事業 銀山農協前橋 L=3.62m 工事 | 仁木町 | |
| | 橋梁長寿命化修繕事業 ボン漁別橋 L=4.60m 工事 | 仁木町 | |
| | 橋梁長寿命化修繕事業 南西橋 L=5.30m 工事 | 仁木町 | |
| | 橋梁長寿命化修繕事業 稲園橋 L=7.40m 設計・工事 | 仁木町 | |
| | 橋梁長寿命化修繕事業 資園橋 L=9.00m 設計・工事 | 仁木町 | |
| | 橋梁長寿命化修繕事業 金光橋 L=36.55m 設計・工事 | 仁木町 | |
| | 橋梁長寿命化修繕事業 旭跨道橋 L=30.00m 設計 | 仁木町 | |
| | 橋梁長寿命化修繕事業 仁木大橋 L=163.00m 設計 | 仁木町 | |
| | 橋梁長寿命化修繕事業 橋梁点検(67橋) | 仁木町 | |
| (1)市町村道 (その他) | 交通安全施設管理経費 | 仁木町 | |
| (8)道路整備機械等 | 除雪ロータリ | 仁木町 | |
| | 除雪グレーダ | 仁木町 | |
| (9)過疎地域持続的 発展特別事業 (公共交通) | 予約制バス運行委託事業 事業内容：中央バス銀山線廃止に伴うコミュニティバスの運行 必要性：地域住民の交通手段確保 効果：地域住民の交通手段確保 | 仁木町 | |
| | 地域公共交通網形成計画事業 事業内容：予約制バスの運行計画及び体制等に係る検討 必要性：地域住民の利便性向上 効果：地域住民の利便性向上 | 仁木町 | |

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

暮らしの場である住まいやまちづくりに対する住民のニーズは、生活水準の向上や安全への関心の高まりなどにより多様化・高度化しており、住みよい生活環境の創出を図るためには、簡易水道施設や生活排水処理環境等の整備を始め、消防力の維持・確保などが必要です。

安定した水道水を供給するため、平成 14 年度から仁木町統合簡易水道事業として、水道未普及地域の解消や、新然別浄水場・銀山浄水場・尾根内浄水場及び配水池の整備並びに配水管の更新、中長期的な経営の基本計画として策定した「仁木町簡易水道事業経営戦略」の見直しを実施してきましたが、水道事業における技術者不足も全国的に顕在化しており、今後の安定的な事業継続のためには広域連携や官民連携も視野に入れた基盤強化が課題となっています。

また、本町の生活排水処理環境は、平成 26 年度から個人が設置する合併処理浄化槽の設置費用に対して補助を行うことで、生活排水処理環境の改善(水洗化)に努めています。一方、北後志5か町村で管理・運営を行ってきたし尿処理施設は、老朽化により維持が困難であるため、余市町の下水处理場においてし尿処理も行えるよう改修することとしており、水洗化が進んでいない本町においては、管理運営費の負担が懸念されます。

さらに、町民の安心、安全確保のため、地域における消防・救急体制の維持・確保は不可欠ですが、ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進展など社会情勢の変化により、本町における防災活動の担い手の中核的存在である消防団員の確保が困難になっており、消防力の低下が懸念されています。消防施設等の整備、維持管理はもとより、消防団組織の維持に向けた取組を進める必要があります。

(2) その対策

- 生活環境に対する住民ニーズの多様化への対応
- 施設の老朽化に伴う計画的な補修・更新の推進
- 消防・救急体制の維持・確保

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|---------------------------------|--|--|--|-------------|--|
| 5 生活環境 の整備 | (1)水道施設 (簡易水道) | 水道施設整備事業 設計・工事 | 仁木町 | | |
| | (2)下水処理施設 (公共下水道) | 下水道広域化推進総合事業 | 北後志 衛生施設 組合 | | |
| | (3)廃棄物処理施設 (ごみ処理施設) | 第3期クリーンセンター | 仁木町 | | |
| | (4)火葬場 | 仁木町火葬場 | 仁木町 | | |
| | (5)消防施設 | | 小型動力ポンプ付積載車購入事業 | 北後志 消防組合 | |
| | | | 耐震性貯水槽Ⅱ型 40t 2基 (用地取得・実施設計含む) | 北後志 消防組合 | |
| | | | 高規格救急車購入事業 | 北後志 消防組合 | |
| | (6)公営住宅 | | 特定公共賃貸住宅 さわやか4 バルコニー取替 4戸 設計・工事 | 仁木町 | |
| | | | 特定公共賃貸住宅 かがやき8 バルコニー取替 8戸 設計・工事 | 仁木町 | |
| | | | 公営住宅 コスモス30 屋上防水・外壁塗装等 A棟16戸 B棟14戸 設計・工事 | 仁木町 | |
| | | | 公営住宅 サン・然別 外壁塗装等 5戸 設計・工事 | 仁木町 | |
| | | | 公営住宅 みずほ32 屋上防水・外壁塗装等 A棟16戸 B棟16戸 設計・工事 | 仁木町 | |
| | (7)過疎地域持続的 発展特別事業 (環境) | 仁木町合併処理浄化槽設置設備補助事業 事業内容：仁木町在住者で合併処理浄化槽の設置や単独浄化 槽を撤去する者に対し補助 必 要 性：生活環境の保全及び公衆衛生の向上 効 果：生活排水処理の水質改善 | 仁木町 | | |
| | (7)過疎地域持続的 発展特別事業 (危険施設撤去) | 旧日の出職員住宅解体事業 事業内容：老朽化施設の解体 必 要 性：地域住民の安心安全な生活確保 効 果：生活環境の危険防止 | 仁木町 | | |
| (7)過疎地域持続的 発展特別事業 (防災・防犯) | 街路灯補助事業 事業内容：町内会・街路灯組合等の団体に対し、街路灯設置 費、街路灯移設費、街路灯撤去費又は街路灯維持 管理費の一部を補助 必 要 性：地域住民の安心安全な生活確保 効 果：住民生活の安全性向上及び安心感醸成 | 仁木町 | | | |
| (7)過疎地域持続的 発展特別事業 (その他) | 水道施設台帳策定事業 事業内容：管路及び水道施設等の情報を整理し、台帳として 策定 必 要 性：平成30年12月の水道法改正にて策定が義務化 効 果：水道施設の適切な管理及び大規模災害等の危機管 理体制強化 | 仁木町 | | | |

| | | | |
|---|--|-----|--|
| | <p>水道ビジョン策定事業</p> <p>事業内容：将来の水道施設等を効率的かつ効果的に管理運営するための計画策定</p> <p>必要性：国や北海道が作成した「水道ビジョン」を踏まえ、仁木町の水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価し、今後の水道事業が目指すべき方向性及び目標の設定</p> <p>効果：目標を達成するための重点的な政策課題と具体的な施策及び方策等を示すことにより、事業及び実施計画の策定が可能</p> | 仁木町 | |
| <p>アセットマネジメント策定事業</p> <p>事業内容：水道ビジョンをもとに、資産管理の中長期的な計画を策定</p> <p>必要性：水道ビジョンに掲げた接続可能な水道事業を実現するための中長期的な視点に立った効率的かつ効果的な施設運営に係る体系化づくり</p> <p>効果：水道水の安全の確保、確実な給水の確保、供給体制の持続性の確保など、効率的かつ効果的な今後の水道施設の運営について具体化</p> | 仁木町 | | |
| <p>地方公営企業法適用事業</p> <p>事業内容：現在の官庁会計から地方公営企業法を適用した公営企業会計への移行</p> <p>必要性：平成30年度に総務省より、令和5年度までに人口3万人未満の簡易水道については、現在の官庁会計から地方公営企業法を適用した公営企業会計へ移行が必要</p> <p>効果：現在ある資産等を減価償却し、決算を行うことにより仁木町簡易水道事業の運営状況等の明確化</p> | 仁木町 | | |
| <p>個別施設計画策定事業</p> <p>事業内容：施設管理の適正化推進</p> <p>必要性：人口減少に伴う公共施設等の利用需要に対応した今後の施設全体の最適化</p> <p>効果：維持管理費の平準化及び施設の有効活用</p> | 仁木町 | | |

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

本町では、保育を必要としている子どもの増加による待機児童の発生や、放課後児童クラブにおける登録児童数の定員超過など、保育所を含めた子どもを預けられる施設の整備が課題となっており、令和2年3月に策定した「第2期仁木町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援環境及び保育サービスの充実に向けた家庭や地域の子育て機能を支えるための多面的な支援施策を積極的に推進していく必要があります。

また、高齢化の傾向は今後も進むことが予測されることから、高齢者支援体制の整備と高齢者福祉を担う優れた人材の育成・確保を始め、地域包括支援センターを中心とした医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の一層の推進が必要となっています。

(2) その対策

- 子育て支援拠点施設整備
- 地域包括ケアシステムの推進
- 適切な介護サービスの提供

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|--------------------------------|--|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1)児童福祉施設 (保育所) | (仮称)仁木町子育て支援拠点施設建設事業 | 仁木町 | |
| | (8)過疎地域持続的 発展特別事業 (児童福祉) | 乳幼児等医療費助成事業 事業内容：中学生以下の子どもの医療費無料 必 要 性：子育て世帯への経済的支援 効 果：子どもの医療費の負担軽減 | | |
| | | 大江へき地保育所運営委託料 事業内容：大江へき地保育所の指定管理料 必 要 性：保育サービスの充実 効 果：へき地における保育を必要とする幼児又はその他の児童の福祉増進 | | |
| | | 銀山へき地保育所運営委託料 事業内容：銀山へき地保育所の指定管理料 必 要 性：保育サービスの充実 効 果：へき地における保育を必要とする幼児又はその他の児童の福祉増進 | | |

| | | | |
|--------------------------------------|--|-----|--|
| (8) 過疎地域持続的 発展特別事業 (高齢者・障害者福祉) | 仁木放課後児童クラブ運営委託料 事業内容：放課後に保護者のいない小学校児童に対する生活の場の提供 必要性：働く親の仕事と子育ての両立を支援し、児童の放課後の居場所確保 効果：児童の健全な育成 | 仁木町 | |
| | 银山放課後児童クラブ運営費 事業内容：放課後に保護者のいない小学校児童に対する生活の場の提供 必要性：働く親の仕事と子育ての両立を支援し、児童の放課後の居場所確保 効果：児童の健全な育成 | 仁木町 | |
| | 子育て支援対策事業 事業内容：地域子育て支援拠点事業、子育て支援短期利用事業及び一時預かり事業等の子ども・子育て支援事業実施 必要性：子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援事業を実施 効果：子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちに寄与 | 仁木町 | |
| | 仁木児童館運営事業 事業内容：仁木町子育て支援拠点施設内に設置する小型児童館運営 必要性：地域における遊び及び生活の援助と子育て支援 効果：地域社会の中で、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立 | 仁木町 | |
| | 出産祝金事業 事業内容：第3子以降の出産に際し祝金を支給 必要性：人口自然減の歯止め 効果：出生率の向上 | 仁木町 | |
| | 介護予防・生活支援事業委託料 事業内容：要介護者及び要介護者に対する配食サービスや外出支援など日常生活の支援 必要性：住み慣れた地域の中での生活環境確保 効果：高齢者福祉の向上 | 仁木町 | |
| | デイ・サービスセンター運営補助金 事業内容：後志報恩会に対し運営費補助 必要性：福祉サービス事業への支援 効果：高齢者福祉の向上 | 仁木町 | |
| | 仁木町社会福祉協議会介護事業補助金 事業内容：社会福祉協議会に対し補助 必要性：福祉サービス事業への支援 効果：地域福祉の向上 | 仁木町 | |
| | 仁木町交流センター「いきいき88」管理委託料 事業内容：高齢化社会において世代を超えたふれあいのある交流の場として設置した高齢者福祉施設の運営委託 必要性：憩いの場としての地域福祉の充実及び入浴の場の提供 効果：地域住民の活力向上及び健康増進 | 仁木町 | |

| | | | |
|-------------------------|--|-----|--|
| | <p>仁木町社会福祉協議会運営費補助金</p> <p>事業内容：放課後児童クラブの運営など福祉サービスを提供する上で必要不可欠であり地域福祉を推進する中核的な団体である仁木町社会福祉協議会に対し補助</p> <p>必要性：ホームヘルプサービス事務所等の認可を受けており、介護者にとって心身の支えとなっていることをはじめ、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進</p> <p>効果：地域住民の福祉向上</p> | 仁木町 | |
| | <p>銀山老人憩いの家管理委託料</p> <p>事業内容：銀山地区の老人に対し教養の向上、レクリエーション等の場を与え、健康増進を図るための施設運営委託</p> <p>必要性：銀山地区の高齢者のふれあいの場となるほか、災害発生時の銀山地区住民の避難所</p> <p>効果：高齢者の活力創出並びに健康増進及び地域福祉向上</p> | 仁木町 | |
| (8)過疎地域持続的発展特別事業（健康づくり） | <p>然別生活館管理委託料</p> <p>事業内容：然別地区の生活改善指導・社会福祉及び保健衛生に関する事業を実施し、生活文化の向上と住民福祉の増進を図る場である然別生活館の運営委託</p> <p>必要性：然別地区唯一の集会所であるほか、災害発生時の然別地区住民の避難所</p> <p>効果：地域住民の活力向上及び健康増進</p> | 仁木町 | |
| (8)過疎地域持続的発展特別事業（その他） | <p>妊産婦健診交通費補助金</p> <p>事業内容：道補助金「妊産婦安心出産支援事業」の補助要件に該当しない町内に在住する妊産婦に対し、健康診査、出産時及び産後健診における交通費を補助</p> <p>必要性：分娩可能な医療機関から離れた地域で在住する妊産婦が安心して出産できる環境づくりの推進</p> <p>効果：安心して子どもを生み育てることができる環境づくり</p> | 仁木町 | |

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町における医療体制は内科胃腸科医院と2か所の歯科医院で担っている状態であるため、余市医師会と医療の充実に向けた連携を図っています。

今後、医療機関が都市部に偏在することにより、医師や看護師など医療の担い手が不足することも考えられるため、町内の医療体制を維持するとともに余市医師会を始めとする北後志地域の関係団体と連携を強化し、町民が健康で安心して暮らせる環境を今後も継続していく必要があります。

(2) その対策

- 地域医療体制の継続
- 広域医療体制の強化・ネットワーク化

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------------|--|------|----|
| 7 医療の確保 | (3)過疎地域持続的 発展特別事業 (民間病院) | 救急医療支援事業補助金 事業内容：余市協会病院で行っている救急医療に対し補助 必 要 性：北後志地域における救急医療の維持 効 果：救急医療体制の継続 | 仁木町 | |
| | | 周産期医療支援事業負担金 事業内容：地域周産期母子医療センターの指定を受けている 小樽協会病院に対し支援 必 要 性：北後志地域におけるハイリスク出産等に対応 効 果：安全な出産及び安心して子育てができる環境づくり | 仁木町 | |

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

町内には、小学校2校、中学校2校及び広域通信制の高等学校1校、計5校の学校教育施設がありますが、全国的な少子高齢化を背景に本町の児童生徒数も減少が続いており、学校教育の在り方について検討が必要となっているほか、校舎の老朽化も進んでいることから、今後の学校形態についても検討していく必要があります。

また、すべての町民が生き生きと充実した生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、自らの興味や関心、目的などに応じて、生涯学習活動や文化・スポーツ活動に取り組み、学習や活動の成果を社会の中で生かしていくことができる学習環境づくりを進めることが求められています。

さらに、生涯学習の中核施設として、町民センターや山村開発センターなどの社会教育施設の機能を充実し、その効果的な管理運営を図り、計画的に整備を進めていく必要があります。

(2) その対策

- 小中学校の教育施設等の整備
- 社会教育施設等の整備

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--|-------------------------------------|--|------|----|
| 8 教育の振 興 | (1)学校教育関連施設 (校舎) | 仁木小学校大規模改造 | 仁木町 | |
| | | 仁木中学校大規模改造 | 仁木町 | |
| | | 銀山小学校長寿命化改良 | 仁木町 | |
| | | 銀山中学校大規模改造 | 仁木町 | |
| | (1)学校教育関連施設 (水泳プール) | 仁木水泳プール 老朽化に伴う大規模改修又は更新 | 仁木町 | |
| | (1)学校教育関連施設 (教職員住宅) | 教職員住宅修繕 | 仁木町 | |
| | (3)集会施設、体育 施設等 (体育施設) | 仁木町民スキー場 老朽化に伴う大規模改修又は更新 | 仁木町 | |
| | | 仁木町山村開発センター 老朽化に伴う大規模改修又は更新 | 仁木町 | |
| | (4)過疎地域持続的 発展特別事業 (義務教育) | 小中学校情報通信機器整備 事業内容：小中学校に整備しているタブレットの更新 必 要 性：GIGAスクール構想で示されている「1人1台 端末」の維持 効 果：令和2年度に整備したタブレットを令和7年度に 更新し、バッテリー等が新しくなることにより終 日安定してタブレットを使用することが可能 | 仁木町 | |
| | (4)過疎地域持続的 発展特別事業 (生涯学習・スポーツ) | 仁木町民スキー場管理委託料 事業内容：仁木町民スキー場の指定管理料 必 要 性：町民の冬期スポーツ振興 効 果：保健体育の向上及び普及 | 仁木町 | |
| 仁木町山村開発センター管理委託料 事業内容：仁木町山村開発センターの指定管理料 必 要 性：地域住民の生活意識の高揚及び地域の発展 効 果：生活改善の推進、福祉の向上並びに健全な心身の 増進と併せてスポーツの普及振興 | | 仁木町 | | |

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、入植の経過から、余市川流域に点在する仁木、然別・大江、銀山の3つの大きな地区で集落が形成され、家庭（世帯）を基礎単位として成り立ち、それらが有機的に結びつき潤いのある地域集落を形成しています。

基幹産業である農業従事者の減少、更には少子化の進行により、集落でにぎやかに遊ぶ子どもたちの姿が少なくなっており、近い将来、地域機能の維持が困難となってくることが危惧されています。

このため、公園や文化施設等の整備を進め、豊かな生活環境を創造するとともに、地域コミュニティ活動に対する支援を行い、潤いのある地域社会を創造して町外からの移住を促進し、過疎地域の持続的発展を図る必要があります。

(2) その対策

- 地域コミュニティ活動に対する支援
- コミュニティセンターの維持

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------------|--|------|----|
| 9 集落の整備 | (2)過疎地域持続的 発展特別事業 (集落整備) | 大江コミュニティセンター管理委託料 事業内容：大江地区住民の生涯学習、福祉、生活環境整備等の地域活動拠点であるコミュニティセンターの運営委託 必 要 性：大江地区唯一の地域施設であるほか、災害発生時の大江地区住民の避難所 効 果：地域住民の活力向上及び健康増進 | 仁木町 | |
| | (3)その他 | ふるさとまちづくり協働事業 事業内容：地域内の連携活動支援 必 要 性：地域におけるコミュニティの充実 効 果：ボランティア活動の活性化 | 仁木町 | |

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町では、特色を活かした地域の芸能で、住民の融和・地域の活性化や町の文化振興に貢献する団体に対しての活動費補助や、子どもたちの豊かな情操を養うことを目的とした小中学校が実施する芸術文化にふれる事業に対して助成を行っています。

町民一人ひとりの心の豊かさや創造性を育み、暮らしに潤いと活力を与えるため、引き続き、文化・芸術に触れ、創出できる機会の提供や支援に努めるとともに、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造し発展させ、すべての人が文化を享受することのできる生活文化圏を築いていくことが必要です。

(2) その対策

- 文化・芸術活動団体への活動支援
- 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充
- 指定文化財等の保存・活用の推進

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------|--------------|---|------|----|
| 10 地域文化 の振興等 | (3)その他 | 町指定文化財修理等補助金 事業内容：指定文化財の修繕に対し補助 必 要 性：指定文化財の保存 効 果：指定文化財の保存 | 仁木町 | |

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

世界的な脅威となっている地球温暖化を始め、様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全は重要性が叫ばれ、次代へ継承できる持続可能な社会の形成に向けた取組が強くと求められています。

自然環境の保全は循環型社会の形成につながるものとして、本町のまちづくりにとって大切であるため、町民・事業者との協働の下、多面的な環境保全施策を推進していく必要があります。

また、省エネルギーの推進や環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用促進も課題となっている中、庁舎や公共施設等への再生可能エネルギー導入など低炭素社会への転換に向けた対応が必要となっています。

(2) その対策

- 地球温暖化対策の推進
- クリーンアップ作戦等による不法投棄防止対策
- 環境公害に対する情報収集及び啓発活動

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------------------|--------------|--|------|----|
| 11 再生可能 エネルギー の利用の推 進 | (3)その他 | 省エネ等温暖化対策に対する意識醸成事業 事業内容：新国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」等の実施をはじめとする町民及び町内事業者 に対する意識醸成 必 要 性：SDGs の目標達成に向けた取組 効 果：住み続けられるまちづくり | 仁木町 | |

1.2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や、高齢化の進展による社会保障関係費の増加とともに、老朽化に伴う公共施設の更新時期の集中が近い将来に見込まれていることから、本町の財政状況はますます厳しくなることが予測されます。

持続的なまちづくりをするためには、質の高い行政サービスの提供に努めながらも町民のニーズに的確に対応し得る弾力的な財政基盤の確立を図ることが不可欠であるため、ふるさと納税の強化、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなどの新たな財源の創出に向けて、本町が持つ魅力や地域情報を広く周知することが課題となっています。

また、近年、まちづくりの主役は、町民自身であるという認識や自治体意識は醸成されてきていますが、まだ、まちづくりは行政の役割という意識も根強くあります。このため、広報紙やインターネット等の多様なメディアを活用し、町民が必要とする行政情報を提供するとともに、共有し合い、町民が意見や提言を述べる機会の充実を図る必要があります。

(2) その対策

- 新たな財源の創出
- 行政情報等の提供と共有

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------------------|--------------|---|------|----|
| 12 その他地 域の持続的 発展に関し 必要な事項 | — | 広報活動経費 事業内容：地域の情報・魅力を町内外に広く周知 必 要 性：町の情報・魅力を発信し開かれた行政運営及び町 の知名度向上 効 果：移住定住の促進及び交流人口の創出 | 仁木町 | |

Ⅲ 過疎地域持続的発展特別事業

1 事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|---------------------------|---|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業(移住・定住) | 地域おこし協力隊(地域振興員) 事業内容：地域外の人材を積極的に誘致し、地域振興員として活動 必要性：地域力の維持、強化を図るとともに、移住定住を推進 効果：地域活性化並びに移住者及び定住者の増 | 仁木町 | |
| | | UIJターン新規就業支援事業(仁木町移住支援金) 事業内容：北海道と協働して諸要件を満たした者に移住支援金を交付 必要性：移住定住の促進 効果：移住者及び定住者の増 | 仁木町 | |
| | | 新築住宅建設補助事業 事業内容：町内で新築住宅を建設する者に対し補助 必要性：移住定住の促進 効果：新築住宅件数並びに移住者及び定住者の増 | 仁木町 | |
| | | 住宅改修補助事業 事業内容：町内で住宅を改修する者に対し補助 必要性：移住定住の促進 効果：移住者及び定住者の増 | 仁木町 | |
| | | 民間集合住宅建設補助事業 事業内容：町内で共同賃貸住宅を建設する者に対し補助 必要性：移住定住の促進 効果：共同賃貸住宅並びに移住者及び定住者の増 | 仁木町 | |
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業) | 地域おこし協力隊(農業振興員) 事業内容：地域外の人材を積極的に誘致し、農業振興員として活動 必要性：地域力の維持及び強化 効果：農業振興及び地域活性化 | 仁木町 | |
| | | 農業担い手育成事業補助金 事業内容：新規就農者又は新規農業後継者に対し、就農奨励金を交付 必要性：町の基幹産業である農業の担い手確保及び育成 効果：町の基幹産業の維持及び発展 | 仁木町 | |
| | | 農業振興補助金 事業内容：JA新おたるの町農業の発展及び課題解決に資する取組に対して補助 必要性：町農業の発展及び課題解決 効果：町の特産品のブランド化及び農作業の省力化等の課題解決 | 仁木町 | |
| | | 新規就農者施設園芸促進ハウス新設補助金 事業内容：就農後5年以内の農業者へ新規ハウスの導入費を上限の範囲内で補助 必要性：農業の担い手確保及び育成 効果：新規就農者の早期定着及び所得確保 | 仁木町 | |
| | | 新規就農者果樹ハウス新設補助金 事業内容：就農後5年以内の農業者へ新規ハウスの導入費を上限の範囲内で補助 必要性：農業の担い手確保及び育成 効果：新規就農者の早期定着及び所得確保 | 仁木町 | |

| | | | |
|------------------------------|---|-----|--|
| | <p>仁木町新戦略作物導入支援事業補助金 事業内容：町農業の諸課題解決に資する新たな作物の調査及び研究に対して補助 必 要 性：町農業の諸課題解決 効 果：町農業の課題である担い手不足による遊休農地の減少等</p> | 仁木町 | |
| | <p>農業次世代人材投資事業 事業内容：新たに農業経営を開始する50歳未満の方に年額最大150万円を5年間交付 必 要 性：農業の担い手確保及び育成 効 果：新規就農者の早期定着及び取得確保</p> | 仁木町 | |
| | <p>仁木町森林整備推進補助金 事業内容：森林作業道開設及び下刈に対する補助 必 要 性：森林の有する多面的機能の維持及び増進 効 果：森林環境の保全</p> | 仁木町 | |
| (10)過疎地域持続的発展特別事業(工商業・6次産業化) | <p>商工会活動推進事業補助金 事業内容：商工会に対し活動費を補助 必 要 性：小規模事業者への指導体制強化 効 果：小規模事業者の振興及び安定</p> | 仁木町 | |
| | <p>ワイナリー醸造施設支援事業 事業内容：醸造施設、機器等の施設整備に関する補助 必 要 性：事業者への基盤整備に対する支援 効 果：町外からの流入人口増加及び事業者定着</p> | 仁木町 | |
| (10)過疎地域持続的発展特別事業(観光) | <p>観光協会活動推進事業補助金 事業内容：観光協会に対し活動費を補助 必 要 性：町の観光振興 効 果：観光事業の拡大及び地域経済の振興</p> | 仁木町 | |
| | <p>フルーツパークにき管理委託料 事業内容：農村公園フルーツパークにきの指定管理料 必 要 性：農業及び観光の振興 効 果：町の観光拠点施設である「フルーツパークにき」の管理及び農業と観光の結び付け</p> | 仁木町 | |
| | <p>ふれあい遊トピア公園管理委託料 事業内容：ふれあい遊トピア公園の指定管理料 必 要 性：魅力ある住みよい心豊かなふれあいを大切にするまちづくり 効 果：町民に健康なレクリエーションの場を提供するとともに都市と農村の様々な交流活動を推進</p> | 仁木町 | |
| | <p>観光管理センター管理委託料 事業内容：観光管理センターの指定管理料 必 要 性：町の観光振興 効 果：観光農業及びワインツーリズムの振興</p> | 仁木町 | |
| | <p>多目的滞在施設管理運営事業 事業内容：多目的滞在施設の管理運営 必 要 性：アフターコロナ期における滞在型観光及びワーケーションの振興 効 果：観光インフラの強靱化</p> | 仁木町 | |
| | <p>観光プロモーション動画作成事業 事業内容：町の観光プロモーション動画作成 必 要 性：町の知名度向上 効 果：観光客及び移住者の増</p> | 仁木町 | |
| | <p>企業立地促進事業 事業内容：事業所の設備取得等をした者に対する奨励措置 必 要 性：企業誘致及び起業促進 効 果：雇用確保及び経済の活性化</p> | 仁木町 | |
| (10)過疎地域持続的発展特別事業(その他) | <p>仁木町銀山生活改善センター管理委託料 事業内容：仁木町銀山生活改善センターの指定管理料 必 要 性：地域住民の生活改善 効 果：地域住民の生活の質の向上</p> | 仁木町 | |

| | | | | |
|-------------------|-----------------------------|---|-----|--|
| 3 地域における情報化 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業（デジタル技術活用） | スマート農業実証プロジェクト事業 事業内容：スマート農業の社会実装に向けた調査及び研究 必要性：労働力不足の解決及び高品質な生産物の生産 効果：効率的な農業による労働力不足の解決及び付加価値額の増大 | 仁木町 | |
| | | 高度無線環境整備推進事業 事業内容：町内全域に高速・大容量通信が可能となる光ファイバ整備 必要性：先端技術を活用した住民サービスの普及促進 効果：先端技術を活用した住民サービスの普及促進 | 仁木町 | |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9) 過疎地域持続的発展特別事業（公共交通） | 予約制バス運行委託事業 事業内容：中央バス銀山線廃止に伴うコミュニティバスの運行 必要性：地域住民の交通手段確保 効果：地域住民の交通手段確保 | 仁木町 | |
| | | 地域公共交通網形成計画事業 事業内容：予約制バスの運行計画及び体制等に係る検討 必要性：地域住民の利便性向上 効果：地域住民の利便性向上 | 仁木町 | |
| 5 生活環境の整備 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業（環境） | 仁木町合併処理浄化槽設置設備補助事業 事業内容：仁木町在住者で合併処理浄化槽の設置や単独浄化槽を撤去する者に対し補助 必要性：生活環境の保全及び公衆衛生の向上 効果：生活排水処理の水質改善 | 仁木町 | |
| | (7) 過疎地域持続的発展特別事業（危険施設撤去） | 旧日の出職員住宅解体事業 事業内容：老朽化施設の解体 必要性：地域住民の安心安全な生活確保 効果：生活環境の危険防止 | 仁木町 | |
| | (7) 過疎地域持続的発展特別事業（防災・防犯） | 街路灯補助事業 事業内容：町内会・街路灯組合等の団体に対し、街路灯設置費、街路灯移設費、街路灯撤去費又は街路灯維持管理費の一部を補助 必要性：地域住民の安心安全な生活確保 効果：住民生活の安全性向上及び安心感醸成 | 仁木町 | |
| | (7) 過疎地域持続的発展特別事業（その他） | 水道施設台帳策定事業 事業内容：管路及び水道施設等の情報を整理し、台帳として策定 必要性：平成30年12月の水道法改正にて策定が義務化 効果：水道施設の適切な管理及び大規模災害等の危機管理体制強化 | 仁木町 | |
| | | 水道ビジョン策定事業 事業内容：将来の水道施設等を効率的かつ効果的に管理運営するための計画策定 必要性：国や北海道が作成した「水道ビジョン」を踏まえ、仁木町の水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価し、今後の水道事業が目指すべき方向性及び目標の設定 効果：目標を達成するための重点的な政策課題と具体的な施策及び方策等を示すことにより、事業及び実施計画の策定が可能 | 仁木町 | |

| | | | | |
|--|-------------------------|--|-----|--|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉） | アセットマネジメント策定事業 事業内容：水道ビジョンをもとに、資産管理の中長期的な計画を策定 必要性：水道ビジョンに掲げた接続可能な水道事業を実現するための中長期的な視点に立った効率的かつ効果的な施設運営に係る体系化づくり 効果：水道水の安全の確保、確実な給水の確保、供給体制の持続性の確保など、効率的かつ効果的な今後の水道施設の運営について具体化 | 仁木町 | |
| | | 地方公営企業法適用事業 事業内容：現在の官庁会計から地方公営企業法を適用した公営企業会計への移行 必要性：平成30年度に総務省より、令和5年度までに人口3万人未満の簡易水道については、現在の官庁会計から地方公営企業法を適用した公営企業会計へ移行が必要 効果：現在ある資産等を減価償却し、決算を行うことにより仁木町簡易水道事業の運営状況等の明確化 | 仁木町 | |
| | | 個別施設計画策定事業 事業内容：施設管理の適正化推進 必要性：人口減少等に伴う公共施設等の利用需要に対応した今後の施設全体の最適化 効果：維持管理費の平準化及び施設の有効活用 | 仁木町 | |
| | | 乳幼児等医療費助成事業 事業内容：中学生以下の子どもの医療費無料 必要性：子育て世帯への経済的支援 効果：子どもの医療費の負担軽減 | 仁木町 | |
| | | 大江へき地保育所運営委託料 事業内容：大江へき地保育所の指定管理料 必要性：保育サービスの充実 効果：へき地における保育を必要とする幼児又はその他の児童の福祉増進 | 仁木町 | |
| | | 銀山へき地保育所運営委託料 事業内容：銀山へき地保育所の指定管理料 必要性：保育サービスの充実 効果：へき地における保育を必要とする幼児又はその他の児童の福祉増進 | 仁木町 | |
| | | 仁木放課後児童クラブ運営委託料 事業内容：放課後に保護者のいない小学校児童に対する生活の場の提供 必要性：働く親の仕事と子育ての両立を支援し、児童の放課後の居場所確保 効果：児童の健全な育成 | 仁木町 | |
| | | 銀山放課後児童クラブ運営費 事業内容：放課後に保護者のいない小学校児童に対する生活の場の提供 必要性：働く親の仕事と子育ての両立を支援し、児童の放課後の居場所確保 効果：児童の健全な育成 | 仁木町 | |
| 子育て支援対策事業 事業内容：地域子育て支援拠点事業、子育て支援短期利用事業及び一時預かり事業等の子ども・子育て支援事業実施 必要性：子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援事業を実施 効果：子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちに寄与 | 仁木町 | | | |

| | | | |
|------------------------------|---|-----|--|
| (8) 過疎地域持続的発展特別事業（高齢者・障害者福祉） | 仁木児童館運営事業 事業内容：仁木町子育て支援拠点施設内に設置する小型児童館運営 必要性：地域における遊び及び生活の援助と子育て支援 効果：地域社会の中で、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立 | 仁木町 | |
| | 出産祝金事業 事業内容：第3子以降の出産に際し祝金を支給 必要性：人口自然減の歯止め 効果：出生率の向上 | 仁木町 | |
| | 介護予防・生活支援事業委託料 事業内容：要介護者及び要介護者に対する配食サービスや外出支援など日常生活の支援 必要性：住み慣れた地域の中での生活環境確保 効果：高齢者福祉の向上 | 仁木町 | |
| | デイ・サービスセンター運営補助金 事業内容：後志報恩会に対し運営費補助 必要性：福祉サービス事業への支援 効果：高齢者福祉の向上 | 仁木町 | |
| | 仁木町社会福祉協議会介護事業補助金 事業内容：社会福祉協議会に対し補助 必要性：福祉サービス事業への支援 効果：地域福祉の向上 | 仁木町 | |
| | 仁木町交流センター「いきいき88」管理委託料 事業内容：高齢化社会において世代を超えたふれあいのある交流の場として設置した高齢者福祉施設の運営委託 必要性：憩いの場としての地域福祉の充実及び入浴の場の提供 効果：地域住民の活力向上及び健康増進 | 仁木町 | |
| | 仁木町社会福祉協議会運営費補助金 事業内容：放課後児童クラブの運営など福祉サービスを提供する上で必要不可欠であり地域福祉を推進する中核的な団体である仁木町社会福祉協議会に対し補助 必要性：ホームヘルプサービス事務所等の認可を受けており、介護者にとって心身の支えとなっていることをはじめ、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進 効果：地域住民の福祉向上 | 仁木町 | |
| (8) 過疎地域持続的発展特別事業（健康づくり） | 銀山老人憩いの家管理委託料 事業内容：銀山地区の老人に対し教養の向上、レクリエーション等の場を与え、健康増進を図るための施設運営委託 必要性：銀山地区の高齢者のふれあいの場となるほか、災害発生時の銀山地区住民の避難所 効果：高齢者の活力創出並びに健康増進及び地域福祉向上 | 仁木町 | |
| | 然別生活館管理委託料 事業内容：然別地区の生活改善指導・社会福祉及び保健衛生に関する事業を実施し、生活文化の向上と住民福祉の増進を図る場である然別生活館の運営委託 必要性：然別地区唯一の集会施設であるほか、災害発生時の然別地区住民の避難所 効果：地域住民の活力向上及び健康増進 | 仁木町 | |

| | | | | |
|---------|------------------------------|---|-----|--|
| | (8) 過疎地域持続的発展特別事業(その他) | 妊産婦健診交通費補助金 事業内容：道補助金「妊産婦安心出産支援事業」の補助要件に該当しない町内に在住する妊産婦に対し、健康診査、出産時及び産後健診における交通費を補助 必 要 性：分娩可能な医療機関から離れた地域で在住する妊産婦が安心して出産できる環境づくりの推進 効 果：安心して子どもを生み育てることができる環境づくり | 仁木町 | |
| 7 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業(民間病院) | 救急医療支援事業補助金 事業内容：余市協会病院で行っている救急医療に対し補助 必 要 性：北後志地域における救急医療の維持 効 果：救急医療体制の継続 | 仁木町 | |
| | | 周産期医療支援事業負担金 事業内容：地域周産期母子医療センターの指定を受けている小樽協会病院に対し支援 必 要 性：北後志地域におけるハイリスク出産等に対応 効 果：安全な出産及び安心して子育てができる環境づくり | 仁木町 | |
| 8 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業(義務教育) | 小中学校情報通信機器整備 事業内容：小中学校に整備しているタブレットの更新 必 要 性：GIGAスクール構想で示されている「1人1台端末」の維持 効 果：令和2年度に整備したタブレットを令和7年度に更新し、バッテリー等が新しくなることにより終日安定してタブレットを使用することが可能 | 仁木町 | |
| | (4) 過疎地域持続的発展特別事業(生涯学習・スポーツ) | 仁木町民スキー場管理委託料 事業内容：仁木町民スキー場の指定管理料 必 要 性：町民の冬期スポーツ振興 効 果：保健体育の向上及び普及 | 仁木町 | |
| | | 仁木町山村開発センター管理委託料 事業内容：仁木町山村開発センターの指定管理料 必 要 性：地域住民の生活意識の高揚及び地域の発展 効 果：生活改善の推進、福祉の向上並びに健全な心身の増進と併せてスポーツの普及振興 | 仁木町 | |
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業(集落整備) | 大江コミュニティセンター管理委託料 事業内容：大江地区住民の生涯学習、福祉、生活環境整備等の地域活動拠点であるコミュニティセンターの運営委託 必 要 性：大江地区唯一の地域施設であるほか、災害発生時の大江地区住民の避難所 効 果：地域住民の活力向上及び健康増進 | 仁木町 | |